

保護者様

大阪府立思齊支援学校
校長 井上 昌二

一時的な服薬に関する「預かり薬連絡票」について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本校では、風邪薬・鼻炎薬など一時的な服薬について、誤薬防止および児童生徒の安全をより確実に守るため、保護者の皆様に「預かり薬連絡票」をご記入いただき、下記のとおり運用しております。

安全に学校生活を送るため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、担任までお問い合わせください。

1 預かり薬連絡票について（別紙）

一時的に学校で服薬または薬を使用する必要がある場合、保護者の皆様に必要事項をご記入いただく書類です。

担任が内容を確認し、その情報にもとづいて服薬・使用を行います。

※ 1日につき1枚必要です。

※ 記入例をご確認のうえ、必要事項をご記入してご提出ください。

2 学校で預かることができる薬

① 原則：処方薬（医師の診察のうえ処方された薬）

② 安全が確認できた場合に限り、預かり可能な薬（処方薬でない場合）

月経痛時の痛み止め、偏頭痛時の痛み止め、抗アレルギー薬（アレルギー症状への対応として）
保湿剤（非ステロイド性）、目薬（非ステロイド性）、酔い止め

※いずれも ご家庭で使用歴があり、副作用がないことを確認できている場合に限りです。

3 その他

① 服薬後はその旨を連絡帳に記載し、薬の空袋を返却します。

② 預かり薬連絡票は担任が保管し、服薬後に破棄いたします。

③ 預かり薬連絡票の提出がなく、かつ保護者の方と連絡がつかない場合は、安全上、学校で服薬させることはできません。

④ 預かり薬連絡票が必要な際は、連絡帳にてお知らせください。学校 HP から印刷できます。

⑤ 緊急薬、頓服薬を含め、学校生活において継続的（1か月以上）に服薬が必要な場合は、別途お手続きが必要となりますので、担任までお知らせください。

児童生徒の安全を第一に、丁寧に対応してまいりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。